

人権擁護委員の紹介

問総務課 A2階 TEL(23)1111

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受け、日常生活の中で基本的人権が侵されることのないよう活動しています。人権問題解決に向けて相談に乗ったり、各学校での人権教室や、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるよう、街頭啓発活動などを行っています。

平成28年4月1日付をもって、次の方が委嘱されましたのでお知らせします。

坂和 純子氏(新任 親園)

自治会への加入促進に関する協定を締結しました 問政策推進課 A2階 TEL(23)8715

市区長連絡協議会、公益社団法人宅地建物取引業協会県北支部および市は、平成28年2月24日、自治会加入促進に関する協定を締結しました。

この協定は、年々低下している自治会加入率の向上を図り、各自治会の地域力を強化して安全安心なまちづくりにつなげていくことを目的としています。

協定の内容は、宅建業協会会員である不動産業者に協力していただき、転入や住宅購入などで会員店舗を訪れた方に対して、自治会加入に関するチラシを配布するなどの加入の呼びかけや、ポスターを店頭に掲示して自治会活動についての関心を高めるための働きかけなどを行います。



～科学工作など、楽しい「ものづくり」を体験しよう～

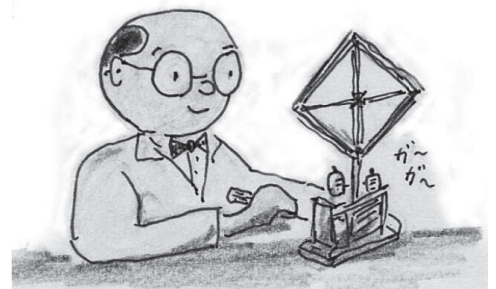
子どもものづくり大学の開催

問ふれあいの丘大工房 TEL(28)3180

スマートフォンの時代ですが、半田ごてやノコギリを使って「ものづくり」をしてみませんか？

工夫しながら、自分の手で「もの」を完成させることは、とても大切な体験だと考えています。そこで、今年度から下記のように科学工作などのものづくり体験教室を開催します。皆さんの参加をお待ちしています。

- 参加対象…小学4年生～中学生
- 時間…午前9時30分～完成するまで(午後3時終了)
(保護者は送迎のみで、同席不可)
- 費用…100円～1,000円の範囲(保険料含む)
- 準備品…弁当・手ぬぐい・筆記用具など
(材料・道具などは準備してあります)
- 場所…ふれあいの丘大工房
- 申込方法…各回毎、その月の1～15日の間に上記へ電話で申し込み。
(定員15名)
- その他…各回毎に、広報紙にて募集案内をします。8月には小山高専による「科学工作」と「ロボット教室」を予定しています。
(テーマは変更もあります。また、このテーマは来年も実施予定です。)



今年度の予定

回	テーマ	期日
1	ラジオの製作	6/25
2	自然エネルギーの活用	7/30
3	木工作	9/24
4	ロボットをつくろう	11/26
5	LED電子工作	12/24

障害者差別解消法が4月1日から施行されました

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

●不当な差別的取扱い

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」と考えられます。

ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

●合理的配慮をしないこと

聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないことになります。

障害のある人が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といいます。障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となります。

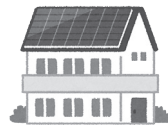

詳細は市ホームページをご覧ください。

問福祉課 東1階 TEL(23)8921

平成 28 年度 新エネルギー・省エネルギー関連補助制度

問申 生活環境課 A 1 階 TEL (23) 8706
〒324-8641 大田原市本町1-4-1

市では、地球温暖化防止の推進や災害時の非常用電源の確保に資するため、次のとおり、各種エネルギー設備などの導入に関する補助を実施します。

名称	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅用省エネ設置設備費補助金	クリーンエネルギー自動車購入費補助金
対象設備 対象車両	住宅用太陽光発電システム	①家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) ②定置用リチウムイオン蓄電池	①電気自動車 ②燃料電池自動車 ③プラグインハイブリッド自動車(エンジンで発電した電力を車両外部に供給できるもの)
予算額	14,600,000 円(補助金ごとに件数指定はありません。)予算額に達した時点で、補助金の受付を終了します。		
補助金額	1kW 当たり 20,000 円 (限度額 80,000 円)	1 基当たり補助対象経費(設備購入費+設置工事費)の 1/10 (千円未満切捨て)または 100,000 円のいずれか少ない額。補助対象経費に消費税は含まない。	1 台当たり 100,000 円 ※補助金の交付は 1 人 1 台まで
補助対象者	※次の要件を全て満たす方 ①住宅に太陽光発電を設置する方または市内の太陽光発電付き住宅を購入する方 ②実績報告時に太陽光発電システムの設置場所に住所を有する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方 ④同一世帯の方を含め、平成 16 年度以降本補助金を市から受けていない方	※次の要件を全て満たす方 ①住宅に対象設備を設置する方または市内の対象設備付き住宅を購入する方 ②実績報告時に対象設備の設置場所に住所を有する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方	※次の要件を全て満たす方 ①市内に住所を有する方 ②自家用自動車として使用する目的で、補助対象車両を新車で購入する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方
補助要件	共通要件(①および②を満たすこと) ①補助金の交付決定後に工事に着手すること ②平成 29 年 3 月 31 日までに実績報告書を提出すること ※次の要件を全て満たす事業 ①低圧配電線と逆流方式で連系すること ②系統連系を行ったことのない未使用品を設置すること ③太陽電池の最大出力の合計値が 10kW 未満であること 	※次の要件を全て満たす事業 ▶家庭用燃料電池の場合 ①国が実施する補助事業の設備規格に適合していること ▶蓄電池の場合 ①住宅に太陽光発電システムが設置されていること(蓄電池の設置に併せて太陽光発電システムを設置することも可) ②公称最大蓄電容量が 1kWh 以上のものであること ③太陽光発電システムと連系可能なものであること ④未使用品であること	※次の要件を全て満たす事業 ①平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、補助を受けようとする車両の新規登録および支払(分割払いの場合は初回の支払)を完了すること ②車両の「使用の本拠の位置」が市内であること 
申請時期	工事着手前に申請してください		車両購入後に申請してください
受付期間	4 月 1 日(金)~平成 29 年 2 月 16 日(木)		4 月 1 日(金)~平成 29 年 3 月 31 日(金)
提出書類	提出書類の詳細については、上記へお問い合わせいただくか、市ホームページで確認してください。		
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境課に持参または郵送してください。(窓口の業務時間：平日午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分) 代理人の方が申請手続を行う場合、委任状を添付してください。 交付申請書などの様式は生活環境課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。 		

新生活を大田原市から始めよう 新婚夫婦応援事業のお知らせ



問政策推進課 A 2 階 TEL (23) 8715

新婚夫婦を応援するため、『結婚祝金』『結婚新生活支援補助金』をご用意しました。楽しい新生活を大田原市から始めましょう。

結婚祝金

新婚夫婦の生活支援と定住促進を目的として、4 月 1 日以降、本市に婚姻届を提出し、2 年以上本市に住むことを確約されたご夫婦に「大田原市子育て支援券 1 万円」をお祝いとして差し上げます。

結婚新生活支援補助金

新婚夫婦の生活支援と少子化対策を目的として、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 15 日までの間に婚姻届を提出し受理され、本市に居住している夫婦の世帯(ただし世帯所得 300 万円未満)を対象として、新生活を始めるための住居費や引越費用等の一部を補助します。

※詳細は市ホームページをご覧ください。